

第9号議案

春日市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和3年2月22日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

開発行為により市に帰属した施設を小倉第2緑地として適正な管理を図ること、白水大池公園管理棟会議室を有料公園施設と位置付けること等に関し、所要の規定の整備を図るものである。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市都市公園条例の一部を改正する条例

春日市都市公園条例(昭和57年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項に次のただし書を加える。

ただし、都市公園の使用若しくは占用又は有料公園施設の使用の期間が1月以上の場合において月額又は年額により使用料等を定めたときは、当該月又は年度内において市長が指定する日までに徴収することができる。

別表第1中

「			
「	小倉第1緑地	春日市小倉3丁目13番地	」
			」

を

「			
「	小倉第1緑地	春日市小倉3丁目13番地	」
	小倉第2緑地	春日市小倉1丁目94番地3	」
			」

に、

「			
「	下ノ原緑地	春日市上白水7丁目1026番地	」
	上白水緑地	春日市白水ヶ丘2丁目267番地	」
			」

を

「			
「	下ノ原緑地	春日市上白水7丁目1026番地	」
			」

に改める。

別表第2中

「

白水大池公園	多目的広場
--------	-------

」

を

「

白水大池公園	多目的広場
	管理棟会議室1又は2

」

に改める。

別表第3中

「

1時間以内

」

を

「

1時間につき

」

に改め、同表中備考2を備考3とし、備考1の次に次のように加える。

- 2 期間の計算については、1日を単位として使用料の額を算出するものにあつては使用時間にかかわらず使用する日を1日とし、1時間を単位として使用料の額を算出するものにあつては使用時間が1時間未満のときは1時間とみなして計算する。

別表第4中

「

白水大池公園多目的広場	1,650円	3,300円
-------------	--------	--------

」

を

「

白水大池公園多目的広場	1,650円	3,300円
白水大池公園管理棟会議室1 又は2(1室当たり)	220円	—

」

に改め、同表備考3中「当該料金」を「この表に定める使用料金及び照明料金(以下「使用料金等」という。)」に改め、同表備考4中「春日市民」を「有料公園施設を使用する者のうち春日市民」に、「については、当該料金の10割増の」を「の割合が2分の1を超える場合の使用料金等の額は、この表に定める使用料金等に当該使用料金等の100パーセントに相当する額を加算した」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、別表第1の改正規定並びに附則第4項及び第5項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の春日市都市公園条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、施行日以後の都市公園の使用若しくは占用又は有料公園施設の使用について適用し、施行日以前の都市公園の使用若しくは占用又は有料公園施設の使用については、なお従前の例による。
- 3 施行日前にこの条例による改正前の春日市都市公園条例(以下「改正前の条例」という。)第3条第1項の規定により市長がした都市公園の使用の許可(施行日以後の白水大池公園管理棟会議室1又は2の使用に係る部分に限る。)及び当該許可に係る改正前の条例第11条第1項第1号に規定する使用料の徴収の決定は、それぞれ改正後の条例第6条第2項に規定する有料公園施設の使用の承認及び改正後の条例第11条第1項第3号に規定する使用料の徴収の決定とみなす。

(準備行為)

- 4 施行日以後の都市公園の使用若しくは占用又は有料公園施設の使用については、施行日以前においても、改正後の条例の規定の例により使用若しくは占用の許可又は使用の承認その他必要な行為を行い、及び使用料等を徴収することができる。

(春日市都市公園条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 5 春日市都市公園条例の一部を改正する条例(平成31年条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則第1項第1号中「平成31年7月1日」を「令和元年7月1日」に改め、同項第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。